

新規就農者の経営発展支援事業 〔新規就農者の取組みを支援〕

- 新規就農者の初期負担の軽減や経営発展を支援するため、新規就農者が整備する農業機械等の助成に加え、空きビニールハウスなど遊休資産の整備にかかる改修費・移設費を助成する。

対象者

認定新規就農者、認定農業者で就農後5年以内の者

対象となる整備内容

- (1) 新たに導入する農業用機械・施設（乗用トラクター、移植機、ビニールハウスなど）や農機具格納庫・作業場について支援
- (2) 初期負担の一層の軽減と遊休資産の利活用促進の観点から、空きビニールハウスなどの遊休施設の整備にかかる改修・移設等の経費について支援

助成額

1／3以内（上限200万円、栽培管理用施設は上限400万円）

申請先

市町農業担当課

お問い合わせ先

- ・市町農業担当課
- ・各農業改良普及センター